

他社株転換条項付 円建債券

(期限前償還条項付・デジタル型・ノックイン条項付)

対象株式: 株式会社神戸製鋼所 普通株式

利率／年(税引前)	期 間
当初約3ヵ月 7.00%	約1年6カ月
以降 7.00% または 0.50% 2回目以降各利率判定日の対象株式の終値が利率判定価格以上で7.00%、未滿は0.50%	売出期間
	2017年8月28日(月)～9月8日(金)

売出要項	
発 行 者:	フィンランド地方金融公社
格 付:	Aa1 (Moody's) / AA+ (S&P) ※本債券について個別格付は取得しておりません。また、本信用格付は、本邦において信用格付業者として登録していない格付業者が付与した格付です。〔無登録格付に関する説明書〕をご覧ください。
売 出 価 格:	額面金額の100.00%
お 申 込 単 位:	額面100万円以上、100万円単位
利 率:	当初約3ヵ月: 年率7.00% (税引前) 以降、①各利率判定日の対象株式の終値が利率判定価格以上の場合: 7.00% (税引前) ②各利率判定日の対象株式の終値が利率判定価格未滿の場合: 0.50% (税引前)
売 出 期 間:	2017年8月28日～2017年9月8日
発 行 日:	2017年9月8日 (利息起算日: 2017年9月11日)
受 渡 日:	2017年9月11日
満 期 償 還 日:	2019年3月11日 (満期償還額等の受取は翌営業日以降となる場合があります。)
利 払 日:	2017年12月11日、2018年3月11日、2018年6月11日、2018年9月11日、2018年12月11日および満期償還日の6回 (原則、営業日でない場合、翌営業日。但し、かかる翌営業日が翌月となる場合は、直前の営業日。なお、利金受取は翌営業日以降となる場合があります。)
対 象 株 式:	株式会社神戸製鋼所 普通株式 (株式銘柄コード: 5406、東京証券取引所、単元株数100株)
期限前償還金額:	期限前償還判定日の対象株式の終値が期限前償還判定価格以上の場合、直後の利払日に額面金額100%の現金にて償還されます。(期限前償還金額等の受取は翌営業日以降となる場合があります。)
満 期 償 還 金 額:	上記に基づき期限前償還が行われなかった場合、以下の方法で償還されます。 (1) ノックイン事由が発生しなかった場合・・・額面金額 (100%) (2) ノックイン事由が発生した場合、 A: 最終評価日における対象株式の終値が転換価格以上となった場合・・・額面金額 (100%) B: 最終評価日における対象株式の終値が転換価格未滿となった場合・・・下記に定める、対象株式および／または現金調整額 (もしあれば) にて償還 ① 確定株式数 = 1 額面あたり【額面金額 ÷ 転換価格】により計算される株式数 (小数第9位を四捨五入) ② 交付株式数 = 確定株式数以下で、対象株式の単元株数 (取引単位) の最大整数倍の株式数 ③ 現金調整額 = 1 額面あたり【(確定株式数 - 交付株式数) × 最終評価日の対象株式の終値】により計算される金額 (1円未滿は四捨五入)
ノックイン事由:	観察期間中に、対象株式の終値が一度でもノックイン価格以下となること
ノックイン価格:	当初価格の75% (1円未滿切捨て)
観 察 期 間:	当初価格決定日の翌予定取引日から最終評価日までの期間
当 初 価 格:	対象株式について、当初価格決定日の東京証券取引所における終値
当初価格決定日:	2017年9月11日
転 換 価 格:	当初価格の100%
利 率 判 定 日:	2018年3月11日以降の各利払日の10予定取引日前の日
利 率 判 定 価 格:	当初価格の85% (1円未滿切捨て)
期限前償還判定価格:	当初価格の105% (1円未滿切捨て)
期限前償還判定日:	各利払日 (除く最終利払日) の10予定取引日前の日
最 終 評 価 日:	満期償還日の10予定取引日前の日
予 定 取 引 日:	東京証券取引所が取引を予定している日

お問い合わせ、目論見書のご請求は・・・



商号等 : 第四証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号
加入協会 : 日本証券業協会



本債券の特徴

本債券は、以下の特定の株式の株価を対象とし、利金および償還方法が変更される仕組みの債券です。
したがって、元本が保証されている債券ではありません。

【対象株式】銘柄名：株式会社神戸製鋼所

利率と判定について

対象株式の価格動向により、年率は**7.00%**（税引前）、あるいは**0.50%**（税引前）です。

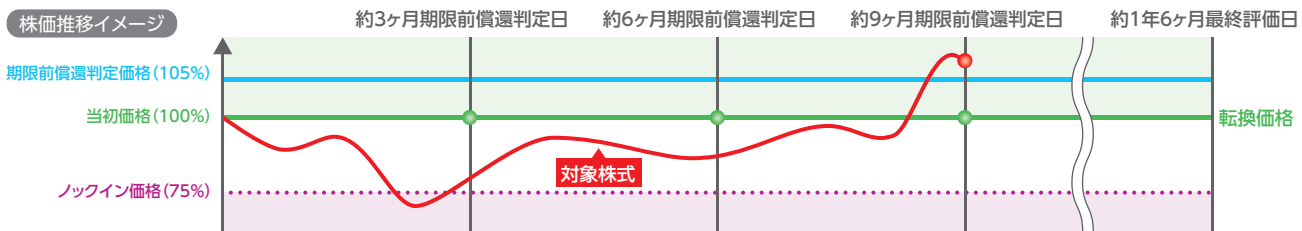
- 1回目（約3ヶ月）の利払は、対象株式の終値の水準にかかわらず年率**7.00%**（税引前）の固定金利が支払われます。
- 2回目以降、約3ヶ月毎の利率判定日において、
 - ① 利率判定日の対象株式の終値が利率判定価格以上の場合：年率**7.00%**（税引前）
 - ② 利率判定日の対象株式の終値が利率判定価格未満の場合：年率**0.50%**（税引前）

償還のシナリオ

ケース 1 満期償還日前に期限前償還（元本確保）するケース ※期限前償還以降のクーポンは支払われません。

最終評価日を除くいずれかの評価日（期限前償還判定日）において、対象株式の終値が期限前償還判定価格以上になった場合、直後の利払日に1券面あたり額面金額100%の現金にて期限前償還されます。

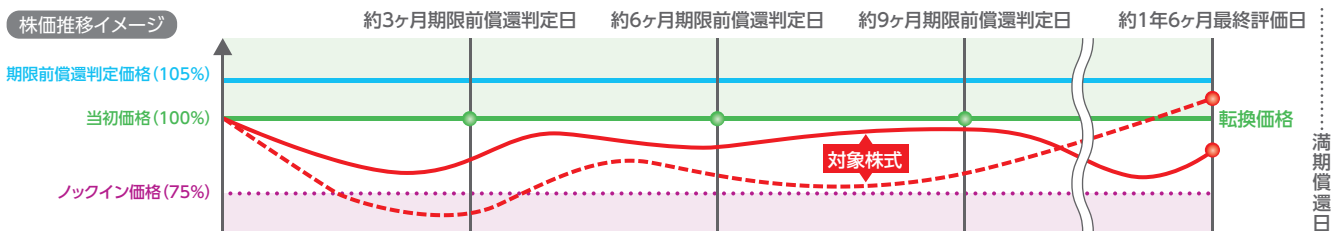
※ 観察期間中のいずれかの日においてノックイン事由が発生しても、その後の期限前償還判定日において、対象株式の終値が期限前償還判定価格以上になれば期限前償還し元本は確保されます。



ケース 2 額面金額の100%で満期償還するケース

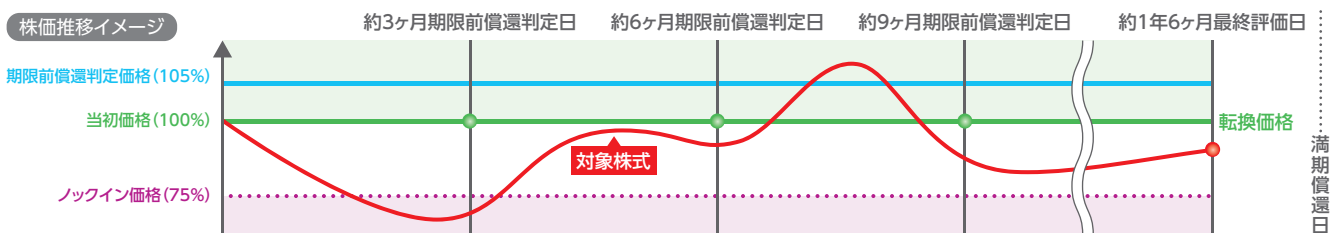
ケース2-① (図中実線) 満期償還日より前に期限前償還されずかつノックイン事由が発生しない場合は、満期償還日に額面金額100%の現金で償還されます。

ケース2-② (図中破線) ノックイン事由が発生し、その後期限前償還されず、最終評価日における対象株式の終値が転換価格以上であれば満期償還日に額面金額100%の現金で償還されます。



ケース 3 対象株式で満期償還するケース ※投資元本割れが生じるおそれがあります

ノックイン事由が発生し、その後期限前償還されず、最終評価日における対象株式の終値が転換価格未満であれば満期償還日に交付株式数の対象株式および/または現金調整額（もしあれば）にて償還されます。



上記 ケース 3 を例にとり、当初価格・転換価格・最終評価日の対象株式の終値が以下になったと仮定した場合：（以下の当初価格は一例です。）

● 当初価格 …… 1,334円 ● 転換価格(当初価格×100%) …… 1,334円 ● 最終評価日の対象株式の終値 …… 1,200円

交付株式数および現金調整額（もしあれば）は1額面（100万円）ごとに決定されます。

例) 本債券を
100万円購入
した場合

確定株式数：1,000,000円(額面金額)÷1,334円(対象銘柄の転換価格)≒749.625187406296…株
但し、小数第9位を四捨五入するので、749.62518741株

交付株式数：対象株式の取引単位は100株ですので、交付株式数は700株となります。

現金調整額：(749.62518741株-700株)×1,200円(最終評価日の対象株式の終値)=59,550円(1円未満四捨五入)
(上記の株価は本債券の説明のためのものであり、実際の株価とは一切関係ありません)

※1 交付株式数は確定株式数以下で、単元株数(取引単位)の最大整数倍

※2 端株数は確定株式数と交付株式数の差

※3 現金調整額は[端株数×最終評価日の対象株式の終値]により計算される金額

(注) 本債券を複数単位購入することで、端株数の合計が単元株数を超える場合がありますが、この合計は株式償還とはなりません。

本債券の想定損失額について

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標である対象株式の株価(株式会社神戸製鋼所の株価)の過去のデータおよび一定の仮定に基づく、想定損失額のシミュレーションです。(将来における実際の損失額を示すものではありません。)

最終評価日の対象株式の終値と満期償還時の株価が同一の株価であると仮定しております。

1. 満期償還時の想定損失額について

(1) 過去における対象株式の最大下落率から想定される損失額について

- ① 本債券の満期までの期間は約1年6カ月ですが、2007年7月2日から2017年7月31日までの観測期間のうち、対象株式の株価終値は2年間で最大約78%下落しました。
*最大下落率とは、観測期間における、各取引日を起算とした各計測期間の期中下落率のうち、最大のもので。

計測期間	2年間
最大下落率	約78%

(ブルームバーグのデータを基に試算)

- ② 本債券の最終評価日における株式会社神戸製鋼所の株式の終値が上記①計測期間2年の最大下落率と同様に当初価格(ここでは、1,334円と仮定)から約78%下落し、293円となり、転換価格以下となった場合、額面金額100万円あたりの想定損失額は、以下のとおりとなります。
*対象株式の交付により満期償還された場合、交付株式数の対象株式および/または現金調整額(もしあれば)にて償還されます。
満期償還時評価額は、最終評価日の対象株式の終値(この場合は293円)と満期償還時の株価が同一であったと仮定して交付株式数の対象株式を評価し、計算しています。

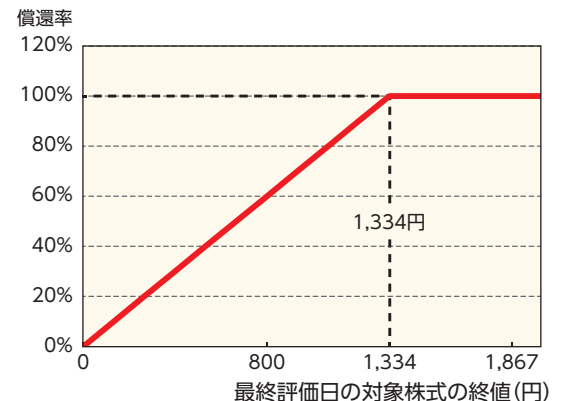
当初価格からの下落率	満期償還時評価額	想定損失額
約78%	219,640円	780,360円

(2) 対象株式の株価がさらに下落した場合の損失額について

上記想定最大下落率を超えて株価がさらに下落した場合、下記で表示している通り、損失額は上記想定損失額を上回る可能性があります。(投資元本全額を毀損する可能性はありますが、それを上回る損失が発生することはありません。)

(3) 最終評価日の対象株式の水準と、額面金額100万円あたりの満期償還時評価額、想定損失額および償還率のイメージ (期限前償還せず、ノックイン事由が発生した場合)

最終評価日の対象株式の終値	満期償還時評価額	想定損失額	償還率
1,334円	100万円	0万円	100%
1,200円	90万円	10万円	90%
1,067円	80万円	20万円	80%
933円	70万円	30万円	70%
800円	60万円	40万円	60%
⋮	⋮	⋮	⋮
266円	20万円	80万円	20%
133円	10万円	90万円	10%
0円	0万円	100万円	0%



*1万円未満は四捨五入して表示しています。このため、実際の想定損失額は表記と異なる場合があります。

*償還率は「満期償還時評価額÷額面金額」の比率を示しています。

2. 中途売却時の想定損失額について

本債券を満期まで保有せず、中途売却する可能性のある場合、以下のリスクに留意する必要があります。

- ・本債券の流通市場は現在確立されておりません。仮に将来、流通市場が確立されたとしても、流通市場の流動性は市場環境の変化に影響されますので、かかる流通市場に流動性があるという保証はありません。したがって、本債券を売却できない可能性があります。
- ・仮に売却できたとしても、その売却価格は、対象金融指標の価格、発行体の信用力や財務状況、金利などの市場動向やその他の要因の影響を受けます。これにより、本債券を償還前に売却する場合には、その売却価格は当初の投資額を大幅に下回る可能性があります。

下記の表は、本債券の価格などに影響を及ぼす各条件がそれぞれ変動した場合の価格変動のイメージです。

価格変動のイメージ(*数値は額面100%あたりの価格(%))

変動要因	変化率	参考価格	変動要因	変化率	参考価格	変動要因	変化率	参考価格
株価	-10%	88.85%	株価予想変動率	+5%	92.90%	円金利	+1%	94.47%
	-20%	81.09%		+10%	91.22%		+5%	93.48%
	-30%	71.82%		+20%	88.06%		+10%	92.30%

* 試算日における価格変動の試算ですので、時間が経過して償還日までの期間が短くなった場合の価格変動イメージとは異なります。

* 試算した価格は、本債券に内包されるデリバティブ等の売却価格を基に算出した価格をイメージしており、債券の流動性を考慮したものではありません。

* 価格変動シミュレーションは、本債券の価格の変動に影響を与える主要な指標のみを考慮して行われたものであり、それ以外の条件は変わらないという前提に基づいています。シミュレーションした指標以外の指標も価格の変動に影響を与えます。また、本債券の価格は複数の指標等の影響を同時に受ける可能性がありますので、特定の指標が債券の価格変動にどの程度影響を及ぼすか予測できない場合があります。

【評価用参考価格と売却価格の乖離について】

- ・中途売却時における実際の売却価格には、評価用参考価格*と異なり、本債券の流動性コスト(債券買取業者等が一定期間債券を保有することを前提として債券の売り手に転嫁する資金負担コストやポジションヘッジコスト等)などが反映されます。
- ・したがって、実際の売却価格は評価用参考価格を大きく下回る可能性があり、その場合、実際の売却価格は評価用参考価格より、額面価格に対して10%相当以上下回る可能性があります(例えば、評価用参考価格が額面価格の80%の場合、実際の売却価格は額面価格の70%未満となる場合があります。)
- *「評価用参考価格」とは、ご購入後において、本債券の資産評価の目安となる価格です。実際の売却価格とは異なります。詳しくは営業担当者までお問い合わせください。

*本資料に掲載されている株価や損失額、グラフ等は商品説明のための仮定であり、本債券への投資結果を保証するものではありません。

発行者について

フィンランド地方金融公社はフィンランドの地方自治体と公益住宅公庫に多様な金融サービスを提供している積極的で革新的な、信頼性のある金融機関です。フィンランド地方金融公社は地方自治体や中央政府が所有する地方政府特有のニーズに応えることのできる唯一の公的金融機関でもあり、明確な政策方針に基づいて運営されています。国際市場並びにフィンランド国内投資家より調達された当社の資金はフィンランド地方政府保証機構によって保証されています。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。以下は、同法に基づいた無登録格付業者に関する説明です。当社からご提供する格付情報につきまして、個別に「無登録格付である旨」をご案内している場合は、以下の説明事項をご確認いただけますよう、お願いいたします。

■ 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けられておりません。

■ 無登録の格付会社の例について

第四証券がご提供する格付情報を付与している格付会社のうち、下記の格付会社グループは金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けておりません。

	S&Pグローバル・レーティング	ムーディーズ
格付会社グループの呼称等について	格付会社グループの呼称：S&Pグローバル・レーティング	格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号	同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。 S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）	同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。 ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）
信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について	S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（ http://www.standardandpoors.co.jp ）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（ http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered ）に掲載されております。	ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ）（ https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx ）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。
信用格付の前提、意義及び限界について	S&Pグローバル・レーティングの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却又は保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。 信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。 S&Pグローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質及び量の情報が備わっていると考えられる場合のみ信用格付を付与します。しかしながら、S&Pグローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンス又は独自の検証を行っており、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」といいます。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成29年5月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

本債券の主なリスク

本債券への投資をお考えの際には、以下の主なリスク要因をご検討ください。以下のリスクの説明および留意事項は**目論見書および契約締結前交付書面**に記載するもののうち一部の要約です。詳細はそれらにてご確認ください。

(1) 償還元本毀損リスク

本債券は対象株式により償還される可能性がありますので、償還時の対象株式の評価額が投資元本を割り込むことがあります。その結果、損失が生じるおそれがあります。

(2) 価格下落リスク

以下は本債券の主な価格下落要因です。

①対象株式の価格下落、②対象株式の予想変動率の上昇、③円金利の上昇。
これらの結果、中途換金した場合、損失が生じるおそれがあります。

(3) 信用リスク

本債券は、発行体(又は保証会社等)の経営及び財務の状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により価格が上下し、途中売却の場合に投資元本を割り込むことがあります。また、信用状況の悪化等により、元本や利金の支払いが滞ったり、支払い不能が生じることにより、元本を欠損するリスクがあります。なお、債券の発行体が金融機関である場合は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行体の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

(4) 流動性リスク

本債券は、ご購入直後でも評価用参考価格が発行価格を10%以上下回る場合があります。また、売却時には低い流動性(換金性)により、売却価格が評価用参考価格以下になり、投資元本を割り込むことがあります。また市場環境の変化によりさらに流動性(換金性)が低くなり、売却が出来なくなる可能性があります。

(5) 利金変動リスク

本債券の利払額は、対象株式の株価に連動して上下し、下限水準に達することもあります。

(6) 期限前償還リスク

本債券が期限前償還され、再投資を行う場合、市場実勢によっては再投資運用利回りが低下することがあります。また期限前償還された場合は、期限前償還日以降利金は生じません。

(7) その他、本債券に影響を与える活動

本債券の発行体、その関係会社及びオプション提供業者が、自己取引勘定(計算帳簿外のポジションを含みます。)におけるリスクをヘッジするために行うキャッシュ取引、先物取引及びオプション取引が、債券及びその原資産の価格の双方に影響を与えることがあります。

(8) 対象株式の上場廃止等に伴う時価償還リスク

対象株式について上場廃止等の事由が発生した場合、本債券は計算代理人(または発行体)が算定する時価に基づく現金にて償還される可能性があります。

留意事項

- 購入にあたっては、購入対価のみをお支払いいただきます。

- 「外国証券取引口座」の開設が必要となります。

<個人のお客様に対する本債券の課税は、原則として以下によります。>

- 本債券の利子(為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- 本債券の譲渡益及び償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 本債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

<法人のお客様に対する本債券の課税は、原則として以下によります。>

- 本債券の利子、譲渡益、償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人である場合は、割引債の償還差益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- 国外で発行される本債券の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

<対象株式の取得価格の取扱いは、原則として以下によります。>

- 本債券の償還が対象株式によってなされる場合、償還日における当該株式の終値(「金融商品会計に関する実務指針」に従って、会計処理を行う法人のお客様の場合は、対象株式による償還が確定した日における当該株式の終値)が当該株式の取得価格となります。

将来において税制改正が行われた場合は、それに従うこととなります。

詳細につきましては税理士等の専門家にお問い合わせください。

- 当社において販売いたしました外国債券の価格情報及び格付けの状況などにつきましては、当社担当者にお問い合わせください。
- 本債券のお取引はクーリング・オフの対象にはなりません。



第四証券

Daishi Securities